

なる薬品、かようなものが十分にありませんので、ひいては若干の手違い等も加わりまして、さような結果になるということも二つの原因ではないか、かように思いますので、ただいまのところ國としましては、薬品を一定の割合の分だけは全部の医者さんに配分し、あと残りの一定の割合は、これを保険医の方に実績によつてプラスして配給するということを考えておるのあります。近く何分の決定がある方の医療費用の算定といふようなものにつきましても、社會的な通念によつてきめることはもちろんであります。が、各縣その他に地方別に一つの委員會組織ができております、その委員會に御相談を願つて、適正な治療費といふことになりますれば、その點も若干緩和されると思います。さらにまた根本的な問題といつましても、私富山縣の知事をしておりました當時十分一の研究しましてさようなことがないように最大の努力をいたしました。かように存じておる次第であります。御質問の第二點、都市の破壊された醫療施設、その他の復舊をいかにするかという御質問であります。が、實は政府委員としては答辯の責任がありますが、私自身といつましてもは、ただいまその資料をもつておりませんので、後刻書面ではつきりしたお答えを申し上げたい、かように思つております。

○瀧澤(脩)委員 先ほどお尋ねいたしました、破壊されたものを急速に元にかえすといふことが肝要であることはもちろんであります。が、戰時中、戰前におきました、勞働者の傷害を受けた比率關係と、そして外科醫に対する比率關係がありますなれば、合せて後日、つお知らせ願いたいと思うのであります。

次に保險給付が現金をもつて補償された場合、その傷害の程度が算定された等級點數より意外に重く大きくなつた場合、その手術、處置、治療費の不足が原因となつて、そつとして手術、處置、治療を受けねばならないという場合、またこれが本人が費用を支拂しなくちやならないかという點をお尋ねいたして置きます。

○友納政府委員 お答え申し上げます。第一點の健康保険等によります點數計算といふものより以上に實際の費用がかかる場合に、その差額は一體誰がもつかのか、こういう御質問でござりますが、この點は勞働基準法においては事業主が打切ることになつておられます。この保險におきましてはもしかん保険者たる政府が打切るわけでもあります。この點は勞働基準法における場合は、特殊な場合、すなわち非常に異例な中毒症とかいうような何十年もかかるという種類のもの、あるいは特に労働者が打切ることを望むといふ特によつた考のものとを考えを進めてますと、まとまつた形態でなくして、政府當局なりあるいはその關係分野におきまして醫師を助け、患者を助けて、一日も早く全治させてやらなければならぬと思うのであります。この邊をお示し願いたいと思います。

○友納政府委員 お答え申し上げます。前段の點は御趣旨の通りであります。が、この保險におきましては點數計算には必ずしもよらないのであります。この保險におきましてはもしかん保険者たる政府が打切ることを望むといふ特によつた考のものとを考えを進めてますと、まとまつた形態でなくして、政府當局なりあるいはその關係分野におきまして醫師を助け、患者を助けて、一日も早く全治させてやらなければならぬと思うのであります。この邊をお示し願いたいと思います。

○瀧澤(脩)委員 次には罰則につきましても、お尋ねしたいと思います。官憲が診療録の検査をいたします場合に、検査の結果その醫師の業務上の秘密とかあるいは個人の秘密を漏らした場合は罰則がありますが、本法が總則第一條に示します通り、労働者を特に保護するため事故との因果關係の問題であります。が、原則といつましても、因果關係のあるものにつきましては、何年後に發生いたしましても支拂うということにし

るといふと行われます官憲の診療

えております。

施設に對しますところの検査の結果、醫師の業務上の秘密でありましようが、個人の秘密でありましようがその秘密が患者のために不利であつても、これを漏らしてはいけないという定めになつておるのでありますしよろか、そ

の邊を一つお尋ねしたいと思います。政府におきましては、納稅のごときもこの邊を醫師の良心のためにまた醫師の技術を向上するために、相當秘密がありましよとも、それが大切な労働者の病氣を全治さすためには、どこまでも秘密を秘密とさせずに公開され、政府當局なりあるいはその關係分野におきまして醫師を助け、患者を助けて、一日も早く全治させてやらなければならぬと思うのであります。この邊をお示し願いたいと思います。

○瀧澤(脩)委員 本法を完全なものとして適用をいたします上におきましては、非常に大きく目的と相反映するものと思つております。併せてこの邊を考慮の上御實施が願いたいと想

うのであります。これをもちまして質

問を打切ります。

○長谷川委員 第一にお伺いしたいこ

とは、第六條及び第七條の保險關係の成立のことあります。が、保險關係の

成立は保険料の拂込みがしてなくとも
成立するのか、すなわち保険料の拂込
みをまだしてないうちに、労働者が災
害をこうむつても保険給付をするのか
どうか、その點を伺います。

○石丸政府委員 保険料を拂つておろ
うとおるまいと、強制適用になつてお
ります團體につきましては、その事業
が始まつたそのときは當然保険に加
入している。従つて義務が生じてきて
いると存じます。

○長谷川委員 次にお伺いしたいこと
は、被保險者の名簿は當然登録するど
うか、そういう名簿のない者に對する
が、そういう名簿のない者に對する
保険はどうなるのか。單に雇人の勞働
者的人數に對して保険をするといふこ
とであると、こういうような事情が起
つてはしないかと思う。たとえば使
用者が、實際は自分で使つている者で
なくとも、親類の者によそでその仕事
に關係なく怪我したとか、病氣になつ
たという場合に、それを自分の雇人の
ごとくにして不正に保険の給付を受け
る手續をする。こういうような事件が起
てきはしないかと思うのであります
が、その點に對する御所見を伺いたい
と思います。

○友納政府委員 ただいまの點であり
ますが、ごもつともな御質問なのであ
ります。この保険においては被保險者
の名簿を一々とつております。實際に
に傷害とか疾病とか負傷とかいうも
のが起りましたときに、給付記録表と
稱するものをつくりまして、それに基
きまして療養補償費なり、障害補償費
なりを繼續して支出するということに
いたしておりますが、災害に遇つた者

以外の者については名簿をつくつてお
りません。従つて御説のような點も考
えますのであります。實際問題といた
しまして、われくこういう組織で勞
働者災害扶助責任保険法というものを
今まで運用してきているのであります
が、きわめて例外的にそういうことが
あつたこともあるのでありますけれど
も、大體の事業主あるいは被保險者と
いうものはそういうことがないのであ
ります。従つてそういう少數の事件を
豫想して、煩瑣な規定を設けて事業主
あるいは被保險者に強制するといふこ
とにするとどうかと考えましたので、
従來の様式をそのまま踏襲することに
いたしました次第であります。ただ今回の
この保険法におきましては、罰則のと
ころでごらんいただきますように、不
正な請求をして給付を受けたというよ
うな者は、六箇月以下もしくは一萬圓
以下の罰金、もしくは五千圓以下の罰
金というように非常に重い罰則もかけ
られておりますので、かたゞそういう
事故の豫防にもなつてゐるといふ
うにも考えてゐるのであります。

○長谷川委員 今までの勞災保険關係
と違つて、今度は健康保険の方も業務
上による傷害、疾病は入れるといふこ
とになつた。たとえば結核のごとく非
常に長期の、そろそろ非常にたくさん
の費用を要する療養を要するような場
合におきましては、今私が懸念いたし
ますようなことになつてくるだらうと
思ふ。それは罰則だけでは防げないと
思う。何とかその點について、政府は
もつとつこんだ考え方をすべきでは
ないかと思うのですが、御所見はいか
がでしようか。

○友納政府委員 今申し上げましたのは一般的な問題であります。あるい
は御説明のような場合においては、結
核を業務上といふように認定しなけれ
ばならぬ事案が出てくるかもしれない
うようになつてしまふのではないか。
私は政府が迅速に適當な給付を與え
て行くべきだと思う。そしてその給付
については保険加入者の責任であります
から、政府は保険加入者に對する給
付についての請求権をもつたらよいと
思う。この點いかがでしょう。

○長谷川委員 次に伺いたいことは、「
保険給付の全部又は一部を支給しない
場合に關する問題であります。ここに
十七條、第十八條及び第十九條の全
てあります。その條件としましては保
險料の算定または保険給付の基礎であ
る重要な事項について、使用者つまり保

業者の者については名簿をつくつてお
る。かと思ふのであります。實際
のわれくの経験もしくは將來の豫想
から考えますと、業務上の災害とい
うものは割合にはつきりしているので
あります。業務上の災害によつて事故
の起つたときには六日以内に届出ると
いう規定も他の法律にあるわけであり
ます。業務上の災害の中には、そういう
こともあり得るかとも思うのであります
が、先ほどお答え申し上げましたよ
うに、一應例外的な事故として、そ
う懸念する必要もないのです。
はないかといふにも思つております。

○長谷川委員 今結核は業務外とい
うお話をですが、たとえば看護婦、
殊に結核患者に派出する看護婦とか、
結核療養所の看護婦とかいうような場
合の結核も業務外となるのですか。
その點はほどほど考えなければならぬと
思ふのであります。いかがであります
か。

○友納政府委員 今申し上げましたのは
一般的な問題であります。あるい
は御説明のような場合においては、結
核を業務上といふように認定しなけれ
ばならぬ事案が出てくるかもしれない
うようになつてしまふのではないか。
私は政府が迅速に適當な給付を與え
て行くべきだと思う。そしてその給付
については保険加入者の責任であります
から、政府は保険加入者に對する給
付についての請求権をもつたらよいと
思う。この點いかがでしょう。

○友納政府委員 十七條、十八條、十
九條につきましての御質問であります
が、まことに適切な御質問でございま
して、この點につきまして、この法律
の條文中で一番われくが頭を痛めま
して、保険料がはいらなくとも保険給
付はすることができるというふうに書
きました趣旨は、そこにあるわけであ
ります。實際の問題といたしましては、
十七條、十八條、十九條につきましては、
運用上御質問のようない点を十分留
意してまいりたいと思うのであります
。なお一つだけ附け加えますと、從

いたいと思います。

○友納政府委員 答辯の仕方が悪うございまして失禮いたしましたが、今御質問のような判定の問題は、被保険者すなわち労働者の療費を保険者とする場合に当然起る問題でございます。先ほど申し上げましたのは

健康保険のようによくに醫師に診療報酬を支拂うときに査定といふものがなく、こ

ういう意味で申し上げたのであります。あとの場合は當然あるわけであります。その場合にはもちろん政府が決定するわけですが、それにつきましては、あとの方にもございますが、不服のある場合には保険審査官といふような、そういう不服を専門に聽く特殊な役人、あるいは保険審査会といふようないわゆる合議制の不服を聞く委員会のようなものを設けまして、

實際上においては萬遺憾のないようにならしておきたいと思つております。

○長谷川委員 その場合査定され拂つてきたのが、不當に拂つてきた、たとえば本來なら五十圓拂つてくるべきところを百圓拂つてきた、それは不當である。そうして保険の給付としては五

十圓しかされないというような場合は、労働者は醫師に對して、その五十圓なら五十圓の不足分を要求することができるか、もし醫師がそれを支拂わぬ場合にはどうなるか、その點をお伺いいたします。

○友納政府委員 ただいまの場合當然御質問のような少額の金でありますれば、一應労働者が拂いまして、あるいは實際の問題といたしますと、事業主が委任拂いのようなかつこうで立替拂いをすることもあるかもしれません

てくるわけであります。それで先ほども申しましたように、特殊なそいつ

た不服を迅速に即決できるような取扱いにいたしますために、保険審査官といふものを各金錢を支拂う所に置きまして、迅速に當不當の問題を決定して、いきたいと考えております。

○長谷川委員 その場合やはり健康保険と同じような不親切な診療が行われるようになりますが、心配するの

であります。その點を伺いたいことと、もう一つ、今年度の豫算においては國保の補助金が大分減ったように伺つておりますが、それ以上にする意思はないかといった点を伺いでお伺い

一實は前年でも足らぬといつておつたのであります。しかし、今年度の豫算においては、その點を伺いたいと考

んであります。これが三十錢程度十八錢でございます。これを三十錢程度度に下げられるように考えておりますが、實際の問題につきましては、十分

に計算をいたしまりたいと考えております。

○石丸政府委員 本年度の國保に關する保助金の絶對額は減つておりますが、その減りました分は、昨年特殊な臨時的な補助に使つておきました分だけが減つておりますので、その分を除きますれば、實質に數字的にはまず減つていません。この勞働基準法の九十六條にありますように「使用者は、事業の運営のため、労働者に、附屬寄宿舎について、換氣、採光、照明、保溫、防濕、清潔、避難、定員の收容、就寝に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならぬ」とあります。

○長谷川委員 私の質問はこれで終ります。

○夏堀委員長 鹿島君。

○鹿島委員 前の御質疑で、私の聽きますし、また設備、資材その他の入手難はます／＼拍車を加えており、國民健康保険の現状もさらに検討を要する

状態になつておりますので、これをもつて決して満足はいたしておません

で、いかなる方法で國保を建直すかといふことを御諒解願いたいと思います。

○長谷川委員 それでは次の問題に移ります。この勞災保険は業務上の負傷

疾病については、健康保険料のその部分のところはこつちへ吸收するとい

うように書いてあります。今までの健

康保険料と勞災保険料とを二重に拂うことで、その點を伺いたい。

○友納政府委員 ただいまの點は、健

康保険の保険料は當然下げます。現在

一般男子労働者が十圓につきまして四十八錢でございます。これを三十錢程度度に下げられるように考えておりますが、實際の問題につきましては、十分

に計算をいたしまりたいと考えております。

○石丸政府委員 本年度の國保に關する保助金の絶對額は減つておりますが、その減りました分は、昨年特殊な臨時的な補助に使つておきました分だけが減つておりますので、その分を除きますれば、實質に數字的にはまず減つていません。この勞働基準法の九十六條にありますように「使用者は、事業の運営のため、労働者に、附屬寄宿舎について、換氣、採光、照明、保溫、防濕、清潔、避難、定員の收容、就寝に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならぬ」とあります。

○長谷川委員 私の質問はこれで終ります。

○夏堀委員長 鹿島君。

○鹿島委員 前の御質疑で、私の聽きますし、また設備、資材その他の入手難はます／＼拍車を加えており、國民健康保険の現状もさらに検討を要する

状態になつておりますので、これをもつて決して満足はいたしておません

で、いかなる方法で國保を建直すかといふことを御諒解願いたいと思います。

○長谷川委員 それでは次の問題に移ります。この勞災保険は業務上の負傷

したしましてはごもつとも存じますのがあります。

○鹿島委員 まだ具體案はないのですがあります。

○友納政府委員 具體案はまだできてあります。ただいま給與制度審議會

で審議しているわけであります。民間の方がこういう制度になりますれば、これに應じた改正というものが共

有ります。しかば、労働者災害補償保険法に、また労働基準法に定めていると同じ程度の保護を受けているか否かと

につきましては、御説の點が相當ある。だらうと思います。これは別途國自體がいかにその使用人とか、官吏その他

の者を處遇するかということが日下重

にあります。しかしながら昨年の物価と今年の物価とは非常に開きがありましても、國營の山林の事業等におきましては、この勞働基準法の九十六條にありますように「使用者は、事業の運営のため、労働者に、附屬寄宿舎について、換氣、採光、照明、保溫、防濕、清潔、避難、定員の收容、就寝に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならぬ」とあります。

○長谷川委員 私の質問はこれで終ります。

○夏堀委員長 鹿島君。

○鹿島委員 前の御質疑で、私の聽きますし、また設備、資材その他の入手難はます／＼拍車を加えており、國民健康保険の現状もさらに検討を要する

状態になつておりますので、これをもつて決して満足はいたしておません

で、いかなる方法で國保を建直すかといふことを御諒解願いたいと思います。

○長谷川委員 それでは次の問題に移ります。この勞災保険は業務上の負傷

うにいたしたいと考えております。

○鹿島委員 まだ具體案はないのですがあります。

○友納政府委員 具體案はまだできてあります。ただいま給與制度審議會

で審議しているわけであります。民間の方がこういう制度になりますれば、これに應じた改正というものが共

有ります。しかば、労働者災害補償保険法に、また労働基準法に定めている同じ程度の保護を受けているか否かと

につきましては、御説の點が相當ある。だらうと思います。これは別途國自體がいかにその使用人とか、官吏その他

の者を處遇するかということが日下重

にあります。しかしながら昨年の物価と今年の物価とは非常に開きがありましても、國營の山林の事業等におきましては、この勞働基準法の九十六條にありますように「使用者は、事業の運営のため、労働者に、附屬寄宿舎について、換気、採光、照明、保溫、防濕、清潔、避難、定員の收容、就寝に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならぬ」とあります。

○長谷川委員 私の質問はこれで終ります。

○夏堀委員長 鹿島君。

○鹿島委員 前の御質疑で、私の聽きますし、また設備、資材その他の入手難はます／＼拍車を加えており、國民健康保険の現状もさらに検討を要する

状態になつておりますので、これをもつて決して満足はいたしておません

で、いかなる方法で國保を建直すかといふことを御諒解願いたいと思います。

○長谷川委員 それでは次の問題に移ります。この勞災保険は業務上の負傷

う直したたらすぐ建て直るというほど、

それほど簡単な問題ではないと思いま

す。たとえば、こういうことをやつた

非常に給付の内容なり業態なりが違つております。特殊な勞働状態にありますものをこの中に入れましても、やはり書き分けてやることに相なりますので、むしろ船員保険をこれに對応するものとして、別に改正をすることにした方が便宜であるということで、船員保険法だけは別にしないで改正するだけにする。しかも労災の方と別にやるということにいたした次の第でございます。要するに事務の便宜あることは受給者の便宜、それから陸上の労務と海上の労務とは各種の點で違つておる點が多い。そういうようなところを彼此考慮いたしまして、今回のように措置にすることにいたした次第であります。

○水口委員 御懇篤な御説明で大體了解いたしましたが、なお一つお尋ねしたいと思います。この法案は主として事務的にわたらる法案であります。そうむづかしい理論はないわけであります。一體社會保険といふものがいろいろな保険制度にわかれています。ことは、事務的にきわめて煩雑なであります。ことに醫者は技術者でありまして、病人をみても技術の方に頭ばかり使つておつて、こういう事務は上手ですが、醫者といふものは至つて事務的なことが下手なのです。それにもかかわらず、こういふうにいろいろ保険制度は、醫者の方でもその事務の取扱いは、昔から醫者、坊主と言いますけれども、ひとり醫者ばかりでなしに、被保險者もまたいる、これはどこの方でももらつたらいですか。これはどこの方で受取つ

たらいかというようなことについて迷う場合もあると思います。また保険加入の方にとつても、事業主などの方におきましても、わざとこれがために事務員を置いて、これは年金保険でいくとか、これは健康保険でいくとか、これは労災保険でいくとかいうことを、區別していくことがなかなか困難なであります。どう考へてもこの社会保険制度をできるだけ簡単にして、一本に統一したものにしてゆくことが、こういふ法律ができました以上、今直ちにこれを統合することはきわめて困難だと思いますから、將來こういう點に十分御留意を願つて、社会保険制度の簡易化を御検討願いたいと思うであります。また私どもこれをちよつと読みましても、煩瑣な例を申しますと第三條の第二のロに、船きよ、船舶、岸壁、波止場というようなところにおける貨物の取扱ひ事業と書いてあります。こんなふうにただいたつらに法

律であります。しかし何分現在のようないふの人が來ると治療代もやむを得ずそれでも、實は國民健康保険組合のことについてお尋ねしたいと思います。國民健康保険組合は段等位数によつて掛金をすることになつております。そ

うことで、非常に力強く感ずるところばかりたくさんあつて、そして實際取扱いに不便を感じることはよほど考えなければならぬ、何とかして將來できただけこれを統合して、單一化して、そして保険制度の完璧を期せられるよう御考慮を願いたいと思います。これが關して御意見を承ることが可能であります。

○水口委員 以上要望しまして私の質問を打切ります。
○夏堀委員長 田中たつ君。

○田中(た)委員 私突然に参りました。ぜひ御検討を願いたいと思います。

○水口委員 さようなことのない。お説のよくな線に沿つて進むようにしたい。かよう考へてあります。

○石丸政府委員 さようなことは、おもう一つお尋ねしたいことは、これは醫務局の方に屬しておることかも知れず、直接本法案に關係ないかも知れませんが、ちよつとお尋ねいたしました。

○水口委員 以上要望しまして私の質問を打切ります。
○夏堀委員長 田中たつ君。

○田中(た)委員 私突然に参りました。ぜひ御検討を願いたいと思います。

○水口委員 さうなことのない。お説のよくな線に沿つて進むようにしたい。かよう考へてあります。

○石丸政府委員 さうなことは、おもう一つお尋ねしたいことは、これは醫務局の方に屬しておることかも知れず、直接本法案に關係ないかも知れませんが、ちよつとお尋ねいたしました。

○水口委員 さうなことは、おもう一つお尋ねしたいことは、これは醫務局の方に屬しておることかも知れず、直接本法案に關係ないかも知れませんが、ちよつとお尋ねいたしました。

らどうかと思いますが、いかがでございましょうか。

○友納政府委員 實はそういう議論もないことはないのですが、何ぶんにも國民健康保険は社會保険の一つでありまして、またその制度がつくるされました趣旨からいたしましても、一般國民大衆が最も頻繁に遭遇する不時

の災害というようなものを保険するといふ建前になつておりますので、一般國民が最も頻繁に遭遇する不時の災害と申しますれば、やはり何と申しまして病氣ということになるのでありますし、國民健康保険がそういう病氣に關する給付をやめてしまつて、豫防衛生ばかりやるといふふうにいたしまるのもどうかという意見もあります。理論からいたしますれば、兩方と一緒に上手にやつていくことが一番いいのでありますけれども、もちろん保健施設につきまして、豫防衛生につきましても、豫防衛生につきましても、十分に努力をいたしまりますが、病氣に對する給付につきましても諦め去るわけにはいられないと思うのであります。十分に努力をいたしたいと、かように考えておる次第であります。

○田中(た)委員 災害保険の方には、いろいろの工場に勤めております工員でも婦人がたくさんおるのでございませんが、お産などには何かお考えになつております。

○友納政府委員 お産は業務上の事故ではありませんので、この災害補償保険の方にはございません。但し健康保険の方におきまして産前産後に對して、俸給の大〇%を支給する、それからお産の費用を支給するといふふうな建前になつております。

○田中(た)委員 健康保険の方でお産に六割支給されることになつております。すそですが、それは年末賞與などに關係いたしませんでしょうか。お産しましても同じように勤めたことになつて、初めから終りまで勤めた人と同じよう賞與をいただけることになつておりますでしょうか。減らされますのでしようか。

○友納政府委員 その點は今度の労働基準法が衆議院の方は可決になつたのであります。が、その労働基準法の中、婦人労働者の當然の権利として、産前産後に一定日數の休暇を請求しても、それによつて不利な待遇を被らなければ、どうも有難うございました。もう一つお願ひいたしたいことは、今まで非常に治療衛生の方に政府は重きを置かれまして、一般國民も治療のことを一生懸命に考えて、その方が今は博士などもたくさん出ておられます。豫防衛生の方に重きを置いてこちらいうことをしたら非常によかつた。たとえて申しますれば、昔の庖瘡医者が非常に今まで少うございました。ああいう豫防的なことを考えるようなので、どうしてこれからは治療を後回しにしまじて、豫防が徹底いたしましたならば、治療はごく僅かで済むと思ひますから、政府におかれましては

機会に伺つておきたいことは、本法案が議會を通過いたしまして、いよいよ施行されることになりますと、言うまでもなく、この法律は純然たる労働保険なのであります。そこで、初めから終りまで勤めた人と同じよう賞與をいただけることになつて、一般社會保険などと違つてしました趣旨からいたしましても、一般的に密接な關係のある保険法であります。おそらく近く労働省が独立したものとして、今日の厚生省の行政が分離されることになりますが、きわめて明瞭な事柄なのであります。が、議會を通過いたしまして、他の一般の當局の御見解はどうであるか、その點を明瞭にお聽かせ願いたい。以上二点をお聽きしたいと思います。

○石丸政府委員 御質問の第一點につきましてまずお答え申し上げます。私は議會をした大體の結論を聽いてみますと、こうしたことになつて、他の一般の當局の御見解はどうあるか、その點を明瞭にお聽かせ願いたい。以上二点をお聽きしたいと思います。

○由中(た)委員 どうも有難うございました。もう一つお願ひいたしたいことは、今まで非常に治療衛生の方に政府は重きを置かれまして、一般國民も治療のことを一生懸命に考えて、その豫防衛生の方に重きを置いてこちらいうことをしたら非常によかつた。たとえて申しますれば、昔の庖瘡医者が非常に今まで少うございました。ああいう豫防的なことを考えるようなので、どうしてこれからは治療を後回しにしまじて、豫防が徹底いたしましたならば、治療はごく僅かで済むと思ひますから、政府におかれましては

の厚生、あるいは福祉の増進のためにこれを運用すべきであると私は思うのですが、療養の關係ですとまず醫養關係の當局の御見解はどうあるか、その點を明瞭にお聽かせ願いたい。以上二点をお聽きしたいと思います。

○松岡(駒)委員 この法案それ自體は、私どもにとりまして別に多くの質問をしなければならない點はないのです。が、關連したこととしてこの

機会に伺つておきたいことは、本法案が議會を通過いたしまして、いよいよ施行されることになりますと、言うまでもなく、この法律は純然たる労働保険なのであります。そこで、初めから終りまで勤めた人と同じよう賞與をいただけることになつて、一般社會保険などと違つてしました趣旨からいたしましても、一般的に密接な關係のある保険法であります。おそらく近く労働省が独立したものとして、今日の厚生省の行政が分離されることになりますが、議會を通過いたしまして、他の一般の當局の御見解はどうあるか、その點を明瞭にお聽かせ願いたい。以上二点をお聽きしたいと思います。

○石丸政府委員 御質問の第一點につきましてまずお答え申し上げます。私は議會をした大體の結論を聽いてみますと、こうしたことになつて、他の一般の當局の御見解はどうあるか、その點を明瞭にお聽かせ願いたい。以上二点をお聽きしたいと思います。

○由中(た)委員 どうも有難うございました。もう一つお願ひいたしたいことは、今まで非常に治療衛生の方に政府は重きを置かれまして、一般國民も治療のことを一生懸命に考えて、その豫防衛生の方に重きを置いてこちらいうことをしたら非常によかつた。たとえて申しますれば、昔の庖瘡医者が非常に今まで少うございました。ああいう豫防的なことを考えるようなので、どうしてこれからは治療を後回しにしまじて、豫防が徹底いたしましたならば、治療はごく僅かで済むと思ひますから、政府におかれましては

の厚生、あるいは福祉の増進のためにこれを運用すべきであると私は思うのですが、療養の關係ですとまず醫養關係の當局の御見解はどうあるか、その點を明瞭にお聽かせ願いたい。以上二点をお聽きしたいと思います。

○松岡(駒)委員 それ以上にわたつて給付に携わる側で不利不便が多い。保険の關係はここで大丈夫だ。これで大體仕事ができるという一本でいつた方

がいいだろうという考え方が第二の理

由になつておつたようあります。その他第三の理由は療養の關係であります。が、療養の關係ですとまず醫養關係の當局の御見解はどうあるか、その點を明瞭にお聽かせ願いたい。以上二点をお聽きしたいと思います。

○松岡(駒)委員 それ以上にわたつて給付に携わる側で不利不便が多い。保険の關係はここで大丈夫だ。これで大體仕事ができるという一本でいつた方

がいいだろうという考え方が第二の理

労働者の日常生活といふことが、一旦傷害を受けたときに非常に影響があるということをお含みおき願いたいと思うであります。これにつきまして御當局は、労働者の日常生活についてどの程度お心持を使つておりますか。しかも食糧不足の折柄、日に健康は低下しつつあるのです。しかもそういつた場合に労働者自身といたしましては、その健康を回復するため努力しなくてはならないし、そしてなお一畠生産の増強にも努力しなければならないといったふうな、献身的の精神までそこに漲つてゐる矢先に、すでに労働者自體は栄養不良に陥つてゐる、そのときにたま／＼傷害疾病の状態がそこに現われたとなると、一層ここに憂慮いたします點ば、その全治について期間が長くかかりはしないかというような方面を考えられるのであります。これについて政府は、労働者の平常の生活について何か御意見がござりますか。

○友納政府委員 大だいまの労働者が災害にかかる前の状況に關する關心は、どういう法律で示しておるかといふやうな御質問に關してお答え申上げたいのですが、労働者が人たる目的のために、先般御審議をいたしました労働基準法といふ法律を御提案申上げた次第であります、そのため労働者の地位の向上に關する、またそれによつて平素の生活内容を引上げたところによつて労働基準法といふ法律を提出しておるが、そのことはもちろんであります。しかしも骨折であるとしたならば、この場合に醫師によつて治療を施していただいていることはもちろんであります。御承知いたしまして、労働組合法であるとか、調

整法であるとか、あるいは労働基準法であるとかいうふうに留意をしておるつもりであります。具體的に法律以外の面につきまして、どういうふうな手を打つておるかというようなことにつきましては、非常に煩瑣になりますので、ただいまは法的にどういう措置をとつておるかということを申上げまして、お答えいたします。

○瀧澤(脩)委員 政府はいつも法律を発布されますときには元氣よく発布されますが、その實行に當ります場合に、乏しい觀念が浮んでくるのであります。この點につきましては、まだいま私が質問いたしました平常生活が一旦傷を受け、病氣を起した場合に、その回復に對して非常に關係がありますが、これは從前から現在あります健康保險におきましても、療養の給付として取入れております。従つてこの労働者災害補償保険法におきましても、第十三條の中に處置、手術その他治療といふ文字でそれを現わしておる次第であります。

○瀧澤(脩)委員 柔道接骨師の場合であります。これは從前から現在あります柔道接骨師の場合は、手術としてお認めになる考え方はございませんか。

○友納政府委員 大だいまのところ柔道接骨師を醫師として認めるような考へは、厚生省としてないわけであります。その結果、一旦患者になつたとき、栄養不良といふやうな場合は、療養の期間が長くなり、しかもその労働者が貯蓄した程度のものはほとんど食い盡しているといったような關係で、あるいは新しく設けられた法によつて保護を受けますもの、まだまだそれではあきたらぬところがあるのであります。そういう方面をよろしくお含みの上で、實行あるいは労働者の愛護に力を入れていただきたいと思うのであります。

○瀧澤(脩)委員 研究を重ねていただきまして、そこで研究しておるわけであります。そこにはまことに結構であるので、医制審議會という委員會をつくりて、醫制審議會といふ委員會にお諮りいたしましたことはまことに結構であります。以上をもしまして私の質問を終ります。

○夏堀委員長 委員諸君にお諮りいたしましたことはまことに結構であります。委員外の方から質疑の希望がありますが、いかがいたしましょか。これは前例もありますので許可いたしてよろしいと思いますが、いかがであります。以上をもしまして私の質問を終ります。

○瀧澤(脩)委員 委員諸君にお諮りいたしましたことはまことに結構であります。委員外の方から質疑の希望がありますが、いかがいたしましょか。これは前例もありますので許可いたしてよろしいと思いますが、いかがであります。それからもう一つは、これは保険の點數がちよつと間違つております。これが故意で間違つたのは大變いけませんが、故意でなくて、過失で間違つて、薬品を一つもおもちにならないお医者さんは相當ありますので、この點を申し上げておきます。

○富田ふさ君 委員外として質問を許していただきまして感謝いたします。私は醫師といたしましてちょうどよつと質問いたしたいのですが、先ほどお聞きいたしましたが、非常に全治が早いのであります。しかしも骨折であるとしたならば、この場合に醫師によつて治療を施していただけます。これは繰返して申し上げるのですが、それは医師によって治療を施していくだけ方があのじやないかと考えますので、この點も一つ政府としてお考へいたいと思います。これが医師といたしまして中央からおいでを願つてお調べになり、中央からおいでを願つてお調べになつて意見が出ておるのであります。これが地方としても大變に犯罪視されるような點がございます。それで地方としましては、ずいぶんそれが、これは地方の醫師會でしますよ

○石丸政府委員 いろいろ御體験に基く有力なる御意見を伺いましたして非常に参考になりました。保険料の支拂いの遅延につきましては、かねぐらへ憂慮いたしております。事務的にいかにやるか、あるいはまた國民健康保険そのものの建直じと非常に關係が深いであります。そういう面から各般の施策を講じたい。かように思つております。保険料の支拂いが遅くとも、情をかけて困つた人に治療していただきよう、この機會におきまして選良であられます皆様方に折りつてお願いいたします。

第二の點數を間違つた場合に犯罪視されるというお話につきましては、さうな問題が健康保険、あるいは労災の実施等につきましていろいろかと思ひます。そこで純粹に公平な第三者としてこれを調査し、審議するといふようなことをいたしますが、委員會に「タスこれをかける」ということ、非常に手數であります。その中間をとるために、ちょうど調停裁判をする裁判官のような立場の役人を各府縣に委員會に「タスこれをかける」ということ、相當數新しく設置することになつております。その人が役所と民間の間をまわつて、そして間違ひのないよう、誤解を解くように、あるいはまた誤解がありました場合に、それを裁量することに相なるるわけであります。今度の法律にもさうな制度をおくことがうたわれておられます。そういう點をできるだけ速やかに是正するよういたしたい。かように考えております。

○富田ふさ君 もう一つお尋ねいたることは、私立及び國立の結核療養所を御活用されるといふことは大變結構でございますが、今日の情勢では各

結核療養所は戦前の半數以下、半數ども、今日の配給では満足して入院さしていただくことができない食糧事情にござりますので、その點が大變に影響ござります。殊に私立においてお

ごいたいのことでござります。こうしておきますのでございません。三分の一以下

に下つております。それと申しますのも、今日の配給では満足して入院さしてほんとうに深甚の努力を拂つてお

びたらしいのでござります。こうしておきますのでござります。殊に私立においてお

びたらしいのでござります。こうしておきますのでござります。殊に私立においてお

びたらしいのでござります。こうしてお

員の方からお話をございました豫防醫學につきましては、われく医者とともに、情をかけて困つた人に治療しておられます皆様方に折りつてお願いいたします。

第三の點數を間違つた場合に犯罪視されるというお話につきましては、さうな問題が健康保険、あるいは労災の実施等につきましていろいろかと思ひます。そこで純粹に公平な第三者としてこれを調査し、審議するといふようなことをいたしますが、委員會に「タスこれをかける」ということ、非常に手數であります。その中間をとるために、ちょうど調停裁判をする裁判官のような立場の役人を各府縣に委員會に「タスこれをかける」ということ、非常に手數であります。その中間をとるために、ちょうど調停裁判をする裁判官のような立場の役人を各府縣に相当數新しく設置することになつております。その人が役所と民間の間をまわつて、そして間違ひのないよう、誤解を解くように、あるいはまた誤解がありました場合に、それを裁量することに相なるるわけであります。今度の法律にもさうな制度をおくことがうたわれておられます。そういう點をできるだけ速やかに是正するよういたしたい。かように考えております。

○富田ふさ君 最後に、先ほどから委員の方からお話をございました豫防醫學につきましては、われく医者とともに、情をかけて困つた人に治療しておられます皆様方に折りつてお願いいたします。

第三の點數を間違つた場合に犯罪視されるというお話につきましては、さうな問題が健康保険、あるいは労災の実施等につきましていろいろかと思ひます。そこで純粹に公平な第三者としてこれを調査し、審議するといふようなことをいたしますが、委員會に「タスこれをかける」ということ、非常に手數であります。その中間をとるために、ちょうど調停裁判をする裁判官のような立場の役人を各府縣に相当數新しく設置することになつております。その人が役所と民間の間をまわつて、そして間違ひのないよう、誤解を解くように、あるいはまた誤解がありました場合に、それを裁量することに相なるるわけであります。今度の法律にもさうな制度をおくことがうたわれておられます。そういう點をできるだけ速やかに是正するよういたしたい。かのように考えております。

○夏堀委員長 この際委員諸君の御諒解を得まして、私よりも二・三質疑を

いたしたいと存します。勞働者災害補償委員會及び災害補償保険審査機関、いすれも勞働者、使用者及び公益を代表する者につき任命せらるることになつてゐるようあります。右の基準法の災害補償審査委員會と、

本法の同審査機關とはまったく同一の基準法の災害補償審査委員會と、

本法の同審査機關とはまったく同一の基準法の災害補償審査委員會と、

本法の同審査機關とはまったく同一の基準法の災害補償審査委員會と、

本法の同審査機關とはまったく同一の基準法の災害補償審査委員會と、

本法の同審査機關とはまったく同一の基準法の災害補償審査委員會と、

たようになつておるのであります。それで一時拂いを受けたものは利息計算において一時にもらうのでありますから、それだけ利息を付さなくてよいわけです。従つて利益の關係でこういう差があるというように御承知願いたいと思うのであります。さらにこの保険法における給付と労働基準法における給付との分割と、一時拂いとのいろいろなごちやくした關係で差引きの計算はどういうふうになるのか、こういうことがあります。この點はやはり利息の點を考慮いたしまして、事業主及び労働者に損害のないように勅令において規定してまいりたいと思つております。

○石丸政府委員

請負の場合には二段

も三段も五段にもわたつて下請ということになつてゐる場合が非常に多い。

そこでそういうような場合におきまして、この一段々々をつかまえて、どうして誰が、保険料を支拂いする責任者であるかということをつかまえてやることには、非常にめんどくさですから、實際から申しますと實態をつかんでやつたらいいのでありますけれども、責任者をはつきりさせて行くという點から申しますと、どうしても一番元の請負人に全部の責任を負わすという建前をとらなければ、労働基準法におきましても保険法におきましてはつきりこれを適用して行く上に效果があがらないという意味で、元請負人に対する責任を負わせておるわけであります。従いまして元請負人が過失がなく、下請負人の故意または過失によつて保険給付を一部または全部給付されないというような場合があります。されば、これは元請負人の責任としなければならんのであります。そこで

下請負人の過失のために元請負人が労働基準法の原則にかえつて多額に負担をするといふことになれば、公的の關係においてはこれは當然負擔しなければならんのであります。私的の關係におきましては、それは元請負人と下請負人との民法上の損害賠償、その他の關係でもつていくというほか道がないことに相なつておるわけであります。多少めんどうでありますけれども、さような原則で八條を御解釋願つたらどうかと思つております。

○夏堀委員長

それでは質疑はこれで終結いたしました。次に討論に付するのであります。ちょっと休憩いたし

午後二時四十三分休憩のまま散會

昭和二十二年四月十六日印刷

昭和年二十二年四月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 印 刷 局